

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第77号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第1条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「削除条項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(予定価格の入札執行前の公表)</p> <p>第127条の2 契約権者は、当分の間、<u>県有財産(不動産に限る。以下同じ。)</u>の売払いに係る一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「入札」という。)に際し、<u>県の業務の用に供されていない県有財産の売却を促進するため特に必要があると認めるときは、当該県有財産の予定価格を当該入札の執行前に公表することができる。この場合において、前条(第135条において準用する場合を含む。)</u>の規定にかかわらず、予定価格を記載した書面は、封書にすることを要しない。</p>	<p>(予定価格の入札執行前の公表)</p> <p>第127条の2 契約権者は、当分の間、<u>県が行う建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務(以下この条及び第130条の2において「測量等業務」という。)</u>に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下この条及び第130条の2において「入札」という。)を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、<u>当該測量等業務の予定価格を当該入札の執行前に公表することができる。この場合において、前条(第135条において準用する場合を含む。)</u>の規定にかかわらず、予定価格を記載した書面は、封書にすることを要しない。</p> <p>2. <u>契約権者は、当分の間、県有財産(不動産に限る。以下同じ。)</u>の売払いに係る入札に際し、<u>県の業務の用に供されていない県有財産の売却を促進するため特に必要があると認めるときは、当該県有財産の予定価格を当該入札の執行前に公表することができる。この場合において、前条(第135条において準用する場合を含む。)</u>の規定にかかわらず、予定価格を記載した書面は、封書にすることを要しない。</p> <p>(入札執行の傍聴)</p> <p>第130条の2 契約権者は、当分の間、<u>測量等業務に係る入札を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、前条(第135条において準用する場合</u></p>

を含む。)の規定にかかわらず、別に定めるところにより、入札に関係のない者に当該入札の執行を傍聴させることができる。

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第2条 鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下この条において「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、削除条項並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、追加条項並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 請負工事</p> <p>第1節 請負契約の締結</p> <p>第1款 通則(第4条 <u>第17条</u>)</p> <p>第2款 <u>随意契約(第18条 第23条)</u></p> <p>第2節~第5節 略</p> <p>第6節 <u>品質の確保及び不良・不適格業者の排除(第72条の2 第72条の5)</u></p> <p>第7節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県が行う建設工事で建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定するもの(以下「工事」という。)の執行に関し、知事が遵守し、及び請負者をして遵守させるべき事項そ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 請負工事</p> <p>第1節 請負契約の締結</p> <p>第1款 通則(第4条 <u>第9条</u>)</p> <p><u>第2款 一般競争入札(第10条 第18条)</u></p> <p><u>第3款 指名競争入札(第19条・第20条)</u></p> <p>第4款 随意契約(第21条 第23条)</p> <p>第2節~第5節 略</p> <p>第6節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、県が行う建設工事で建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定するもの(以下「工事」という。)の執行に関し、知事が遵守し、及び請負者をして遵守させるべき事項そ</p>

の他必要な事項を定めるものとする。

(会計規則等との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)その他の規則の定めるところによる。

(契約の相手方の資格)

第4条 工事の請負契約(以下「請負契約」という。)の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事業がある場合において、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第5項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置された部局等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第139条の規定により設置された空港管理事務所長。以下同じ。)が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。

(契約書の作成等)

第5条 知事は、請負契約の相手方を決定したときは、その決定の日から7日以内に、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した請負契約書を作成しなければならない。この場合において、鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)の日数は、算入しないものとする。

2及び3 略

の他必要な事項を定めることを目的とする。

(鳥取県会計規則その他の規則との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号)その他の規則の定めるところによる。

(契約の相手方の資格)

第4条 工事の請負契約(以下「請負契約」という。)の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事業がある場合において、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第5項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第139条の規定により設置された空港管理事務所長又は部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。)が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。

(契約書の作成等)

第5条 知事は、請負契約の相手方を決定したときは、その決定の日から7日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日の日数は、算入しない。)以内に、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した請負契約書を作成しなければならない。

2及び3 略

第9条 削除

第2款 一般競争入札

(入札の公告)

第10条 知事は、一般競争入札により請負契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。

- (1) 入札に付する工事の名称及び場所
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 請負契約に関する書類の閲覧場所
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の方法
- (7) その他必要な事項

2 前項の公告は、その入札の期日から起算して少なくとも次の各号に掲げる工事の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日前にしなければならない。ただし、急を要する場合は、第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 予定価格が500万円未満の工事 3日
- (2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事 10日
- (3) 予定価格が5,000万円以上の工事 15日

(入札保証金)

第11条 知事は、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）に、その者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(入札の手続)

第12条 入札者は、入札をしようとするときは、入札書（様式第2号）を作成してこれを封書にし、前条ただし書の場合以外の場合にあっては入札保証金を添えて、指定の日時までに知事に提出しなければならない。

2 電子入札（知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法により行う入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、入札

者が、入札書に記載すべき事項を知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下「電子入札ファイル」という。）に記録することをもって、前項の規定による入札書の提出をしたものとみなす。

3 入札者は、第三者を代理人として入札に関する行為を行わせようとするときは、あらかじめその委任状を知事に提出しなければならない。

（入札書の訂正等）

第13条 入札者は、入札書の記載事項についてまつ消、訂正又はそう入をしたときは、当該まつ消等をした箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。

2 前項の規定に関わらず、電子入札の場合にあっては、入札者は、入札書に記載すべき事項を電子入札ファイルに記録した後は、当該事項についてまつ消等を行うことができない。

（予定価格）

第14条 知事は、一般競争入札に付する工事の価格を当該工事に関する設計書及び仕様書によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。ただし、電子入札の場合にあっては、当該書面の作成等に代えて、予定価格を電子入札ファイルに記録するものとする。

2 前項の予定価格は、一般競争入札に付する工事の価格の総額について、工事の施工の難易、工期の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（最低制限価格）

第15条 知事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の最低制限価格を設けるときは、当該一般競争入札に付する工事の予定価格の10分の8から3分の2までの範囲内において定めなければならない。

（入札の延期等）

第16条 知事は、天災その他の理由により一般競争入札を行なうことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。

2 知事は、前項の規定により一般競争入札を延期し、又は中止したときは、直ちにその旨を新聞、掲

示その他の方法により公告しなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第17条 知事は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに一般競争入札に付そうとするときは、第10条第2項第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができる。

(入札場所の立入制限)

第18条 知事は、入札の場所に入札に関係のない者を立ち入らせてはならない。

第3款 指名競争入札

(入札参加者の指名等)

第19条 知事は、指名競争入札により請負契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる者をなるべく5人以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、知事は、第10条第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

3 第10条第2項の規定は、前項の通知について準用する。ただし、入札の公告を行う場合にあっては、この限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第20条 第11条から第16条まで及び第18条の規定は、指名競争入札について準用する。

2 入札者を公募する方法により行う指名競争入札については、前項に定めるもののほか、第10条第1項(第4号及び第5号を除く。)及び第2項並びに第17条の規定を準用する。

第9条から第17条まで 削除

第2款 随意契約

(見積書の提出)

第18条 知事は、随意契約により請負契約を締結しようとするときは、なるべく3人以上の者に見積書(様式第3号)を提出させなければならない。ただし、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と競争入札に

第4款 随意契約

(見積書の提出)

第21条 知事は、随意契約により請負契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者に見積書(様式第3号)を提出させなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用する方法により見積りを提出させる場合にあっては、当該見積書の提出に

参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。)を使用する方法により見積りを提出させる場合にあっては、当該見積書の提出に代えて、これに記載すべき事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下「電子見積ファイル」という。)に記録させるものとする。

2 前項の規定による見積書の提出(以下「見積提出」という。)の依頼は、当該見積提出の提出期限の日の前日から起算して、次の各号に掲げる工事の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日前にしなければならない。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

- (1) 予定価格が500万円未満の工事 3日
- (2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事 10日
- (3) 予定価格が5,000万円以上の工事 15日

3 前項の規定にかかわらず、知事は、急施を要する工事の見積提出を依頼するとき、又は見積提出をする者若しくは契約の相手方として適当な者がいない場合若しくは契約の相手方に選定した者が契約を締結しない場合においてさらに見積提出を依頼するときは、同項第2号又は第3号に規定する期間を5日以内に限り短縮することができる。

(予定価格の作成)

第19条 知事は、随意契約により契約しようとする工事の価格を当該工事に関する仕様書、設計書等によって予定し、次条第1項の規定により予定価格を随意契約に係る見積提出を依頼する際に公表する場合を除くほか、その予定価格を記載した書面を封書にし、見積書と比較する際これを同じ場所に置かなければならない。ただし、電子見積(電子入札(電子情報処理組織を使用する方法により行う入札をいう。)に準ずる方法により随意契約の相手方を決定する方法をいう。)の場合にあっては、書面による作成に代えて、予定価格を記録した電磁的記録を電子見積ファイルに記録するものとする。

(予定価格の公表)

第20条 知事は、県の財産上の利益を不当に害するおそれその他請負契約の相手方の適正な決定に支障を及ぼすおそれがある場合を除くほか、予定価格を随意契約に係る見積提出を依頼する際に公表するものとする。

代えて、これに記載すべき事項を電子入札ファイルに記録させるものとする。

2 第10条第2項の規定は、前項の見積書の提出について準用する。

2. 前項に規定するもののほか、予定価格の公表に
し必要な事項は、知事が別に定める。

(予定価格の決定方法)

第21条 予定価格は、随意契約により契約しようとする
工事の価格の総額について、工事の施工の難易、
工期の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(契約の相手方の決定)

第22条 知事は、見積提出をした者のうち予定価格の
制限の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者
を請負契約の相手方に決定しなければならない。た
だし、知事が特に必要があると認めるときは、この
限りでない。

(公募型プロポーザル方式)

第23条 知事は、第18条及び前条の規定にかかわら
ず、工事について公募により技術的な企画提案を求
め、最も優れた企画提案をした者を当該工事の請負
契約の相手方に選定する方法(第6項において「公
募型プロポーザル方式」という。)により、請負契
約の相手方を決定することができる。この場合にお
いて、知事は、企画提案の提出期限の前日から起算
して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を新
聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。
この場合において、休日の日数は、算入しない
ものとする。

- (1) 当該企画提案に係る工事の名称及び実施場所
- (2) 当該企画提案を行う者(以下この条において
「企画提案者」という。)に必要な資格
- (3) 当該企画提案に係る契約条項を示す場所
- (4) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関す
る法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規
定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規
定する特定信書便事業者による同条第2項に規定
する信書便による企画提案の提出の可否

(契約の相手方の決定)

第22条 知事は、前条第1項の見積書を提出した者の
うち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって
見積りをした者を請負契約の相手方に決定しなけれ
ばならない。ただし、知事が特に必要があると認め
るときは、この限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 第14条の規定は、随意契約について準用す
る。

2. 工事に係る技術的な事項を提案する者を公募する
方法により行う随意契約については、前項に定める
もののほか、第10条第1項(第4号及び第5号を除
く。)の規定を準用する。

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

- 2 知事は、企画提案者が前項第2号の資格（以下この条において「公募資格」という。）を具備しているか否かを審査し、その結果をあらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により公募資格を具備していない旨の通知を受けた企画提案者は、知事に対して書面によりその理由の説明を求めることができる。
- 4 知事は、前項の規定により企画提案者から説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日以内に、書面により当該企画提案者に回答するものとする。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。
- 5 第2項の規定により公募資格を具備していると知事が認めた者以外の者は、企画提案を行うことができない。
- 6 この款に定めるもののほか、公募型プロポーザル方式による随意契約に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(工事の施工管理)

第31条 請負者は、請負契約の履行に関し、自ら工事現場に常駐してその運営及び取締りを行い、又はその選任した現場代理人を工事現場に常駐させてその運営及び取締りを行わせるものとする。

- 2 請負者は、前項の規定により現場代理人を定めたときは、その旨を現場代理人選任（変更）通知書（様式第4号）により知事に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 現場代理人は、請負契約に基づく請負者の一切の権限を行使しなければならない。ただし、請負契約で除外する旨を定めた権限及びあらかじめ請負者が自ら行使する旨を知事に通知した権限については、この限りでない。

第32条 略

第6節 品質の確保及び不良・不適格業者の排除

(総合評価競争入札の活用等)

(現場代理人の選任の通知等)

第31条 請負者は、請負契約の履行に関し現場代理人を置くときは、あらかじめその旨を現場代理人選任（変更）通知書（様式第4号）により知事に通知しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行なうほか、請負契約に基づく請負者の一切の権限を行使しなければならない。ただし、請負契約で除外する旨を定めた権限及びあらかじめ請負者が自ら行使する旨を知事に通知した権限については、この限りでない。

(主任技術者等の選任の通知)

第32条 略

第72条の2 知事は、工事の品質の確保を図るため、工事を入札に付そうとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札、同令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札等価格その他の条件を勘案して行う入札方式及び同令第167条の10第2項の最低制限価格（以下単に「最低制限価格」という。）の制度を積極的に活用するものとする。

（追加技術者の配置）

第72条の3 知事は、入札に付した工事について、低価格落札者（著しく低額な価格で落札した者で知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）と請負契約を締結することにより工事の品質の低下を招くおそれがあるときは、主任技術者等を補助する者として工事現場に専任で置くことができる追加技術者（工事の内容、規模等からみて知事が必要と認める資格を有する者をいう。以下同じ。）の配置を当該低価格落札者に求めることができる。

2 前項の規定により追加技術者の配置を求められた低価格落札者は、工事の着手の日までに、当該追加技術者を定め、追加技術者選任（変更）通知書（様式第9号）により知事に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、追加技術者の配置に関し必要な事項は、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定める。

（経営診断の受診）

第72条の4 知事は、低価格落札者又は工事の下請負者に対し不当な低価格で請負させた者（以下「低価格落札者等」という。）に対し、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条第1項に規定する経営診断（以下単に「経営診断」という。）を受診するよう指導するものとする。

2 低価格落札者等は、前項の規定による指導に基づき経営診断を受診したときは、直ちにその結果を知事に報告するものとする。

3 知事は、低価格落札者等から前項の規定により経営診断の結果（以下「診断結果」という。）の報告を受けたときは、当該診断結果に基づき、低価格落札者等の経営状況について確認を行うものとする。この場合において、知事は、低価格落札者等の経営状況が著しく不健全又は不確実であると認めるとき

は、当該経営状況が改善されるまでの間、当該低価格落札者等を新たな工事の入札に参加させてはならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、経営診断の受診に関し必要な事項は、鳥取県低価格落札者経営診断指導要領に定める。

(施工現場実態調査)

第72条の5 知事は、下請負者に対する不当な抑圧その他の不適切な行為を防止するため、工事現場の施工体制に係る実態調査(以下「施工現場実態調査」という。)を行い、工事の適切な施工の確保に努めるものとする。

- 2 施工現場実態調査の実施に関し必要な事項は、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領に定める。

第7節 補則

附 則

(施行期日)

- 1 略

(適用除外)

- 2 教育委員会事務局(本庁組織を除く。)が請負契約を締結した工事については、第72条の4及び第72条の5の規定は、当分の間、適用しない。

第6節 補則

附 則

(施行期日)

- 1 略

(予定価格の入札執行前の公表)

- 2 知事は、当分の間、一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、入札に付する工事の予定価格を当該入札を執行する前に公にするものとする。

(入札執行の傍聴)

- 3 知事は、当分の間、入札を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、第18条及び第20条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、入札に関係のない者に当該入札の執行を傍聴させるものとする。

様式第2号(第12条関係)

入 札 書 (第 回)

職 氏 名 様

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）、図面、仕様書、現場等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

工 事 名	
工事場所	
入札金額	金 円

備考

- 1 入札書は、封書にし、表面に工事名、工事場所、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、算用数字で記載すること。

様式第2号 削除

様式第3号（第18条関係） 略

様式第4号（第31条関係）

現場代理人選任（変更）通知書

職 氏 名 様

次のとおり現場代理人を選任（変更）したので、通知します。

年 月 日

請負者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

略	
現場代理人氏名	

様式第5号（第32条関係）

主任技術者等選任（変更）通知書

様式第3号（第21条関係） 略

様式第4号（第31条関係）

現場代理人選任（変更）通知書

職 氏 名 様

次のとおり現場代理人を選任（変更）したので、通知します。

年 月 日

請負者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

略		
現場代理人	住 所	
	氏 名	
	年 齢	

様式第5号（第32条関係）

主任技術者等選任（変更）通知書

職 氏 名 様

次のとおり主任技術者（監理技術者・専門技術者）を選任（変更）したので、通知します。

年 月 日

請負者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

略	
主任技術者（監理技術者・専門技術者）氏名	

職 氏 名 様

次のとおり主任技術者（監理技術者・専門技術者）を選任（変更）したので、通知します。

年 月 日

請負者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

略		
主任技術者（監理技術者・専門技術者）	住 所	
	氏 名	
	年 齢	

様式第9号（第72条の3関係）

追加技術者選任（変更）通知書

職 氏 名 様

次のとおり追加技術者を選任（変更）したので、通知します。

年 月 日

請負者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

工 事 名	
工 事 場 所	
技 術 者 氏 名	

（鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正）

第3条 鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定	（趣旨） 第1条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定

役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下単に「特定調達契約」という。）の取扱いに関し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）及び鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号。以下「執行規則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（会計規則その他の規則との関係）

第2条 この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、会計規則、入札規則、執行規則その他の規則の定めるところによる。

（一般競争入札の公告）

第7条 略

2 会計規則第131条及び入札規則第19条第3項の規定は、特定調達契約については適用しない。

役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下単に「特定調達契約」という。）の取扱いに関し、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号。以下「執行規則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（会計規則その他の規則との関係）

第2条 この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、会計規則、執行規則その他の規則の定めるところによる。

（一般競争入札の公告）

第7条 略

2 会計規則第131条及び執行規則第17条の規定は、特定調達契約については適用しない。

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

第4条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後										改正前											
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）										別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）											
個別事項に係る事務処理権限										個別事項に係る事務処理権限											
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							地方機関の 長の名称
	種 類	内 容	専決権者				委任裁権者					種 類	内 容	専決権者				委任裁権者			
			知事	部長	課長	地方機関の長	部長	課長	地方機関の長					知事	部長	課長	地方機関の長	部長	課長	地方機関の長	
略										略											
管一五 略										管一五 略											

<p>区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p> <p>(2) 設備工 事に係るもの</p> <p>イ 請負対象 設計金額が 6,000万円 以上の工事 に係るもの</p> <p>ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円 未満の工事 に係るもの</p> <p>(イ) 営業 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) (イ) 以外のもの</p> <p>a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>(三) 委託建設 設計金額(委託契 約の対象となる 部分の設計金額 をいう。管理課 の項の七におい て同じ。)が 500万円以上の 委託業務に係る もの</p> <p>(四) 委託建設 設計金額が100万円 未満の委託業務 に係るもの</p> <p>(1) 建築工事 に係るもの</p> <p>イ 営業費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの</p> <p>ロ イ以外の もの</p> <p>(イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p> <p>(ロ) 中部 総合事務 所の所管</p>	<p>西部総合事務 所長</p> <p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p> <p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p>
--	---

<p>区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設け工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>							<p>西部総合事務所 所長</p>													
<p>2 同規則第27条の規定による予定価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p>							<p>東部総合事務所 所長</p>													<p>中部総合事務所 所長</p>

<p>(ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p>	<p>西部総合事務 所長</p>
<p>(2) 設機工 事に係るもの</p>	
<p>イ 請負対象 設計金額が 6,000万円 以上の工 事に係るもの</p>	
<p>ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円 未満の工 事に係るもの</p>	
<p>(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの</p>	
<p>(ロ) (イ) 以外のもの</p>	
<p>a 東部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p>	<p>東部総合事務 所長</p>
<p>b 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの</p>	<p>中部総合事務 所長</p>
<p>c 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p>	<p>西部総合事務 所長</p>
<p>(三) 委託対象 設計金額が 100万円 以上の委託 業務に係 るもの</p>	
<p>(四) 委託対象 設計金額が 100万円 未満の委託 業務に係 るもの</p>	
<p>(1) 建築工 事に係るもの</p>	
<p>イ 営繕費に 係る本庁 舎等の工 事に係る もの</p>	
<p>ロ イ以外の もの</p>	
<p>(イ) 東部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p>	<p>東部総合事務 所長</p>
<p>(ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの</p>	<p>中部総合事務 所長</p>
<p>(ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に</p>	<p>西部総合事務 所長</p>

<p>係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象認識金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象認識金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所 所長</p>										
<p>3 同規則第30条第1項の規定による調査基準階級の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所 (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所 所長</p>										

<p>(2) 設備工事に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの <ul style="list-style-type: none"> (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの <ul style="list-style-type: none"> a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの 							東部総合事務所長													
<p>4 同規則第31条第1項の規定による最低制限価格の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築工事に係るもの <ul style="list-style-type: none"> イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの <ul style="list-style-type: none"> (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの <p>(2) 設備工事に係るもの</p>							東部総合事務所長													

	<p>□ 請負対象 設計金額が 6,000万円 未満の工事 に係るもの (イ) 営業 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>																																		
<p>△ 営業工事 に係る鳥取 県建設工事 執行規則 (昭和48年 鳥取県規則 第36号)に 基づく知事 の権限に属 する事務</p>	<p>1 略</p>																																		
	<p>七 営業工事 に係る鳥取 県建設工事 執行規則 (昭和48年 鳥取県規則 第36号)に 基づく知事 の権限に属 する事務</p>	<p>1 略</p>	<p>2 同規則第14条第 1項(同規則第20 条及び第23条にお いて準用する場合 を含む。)の規定 による予定価格の 決定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営業費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ハ) 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象</p>																																

<p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>の</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>															<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

4 略

<p>5 同規則第23条第1項の規定による請負契約の相手方の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>															<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

6 略

<p>(2) 設 備工 事に 係る もの イ 請 負対 象設 計金 額が 6,000 万円 以上 の工 事に 係る もの ロ 請 負対 象設 計金 額が 6,000 万円 未満 の工 事に 係る もの (イ) 營 業費 に係 る本 庁舎 等 の工 事に 係る もの (ロ) (イ) 以外 のも の a 東 部 総合 事務 所及 び八 頭 総合 事務 所の 所管 区域 に係 るも の b 中 部 総合 事務 所の 所管 区域 に係 るも の c 西 部 総合 事務 所及 び日 野 総合 事務 所の 所管 区域 に係 るも の</p>							<p>東 部 総 合 事 務 所 所 長</p>													
<p>6. 同 規則 第26 条た だし 書の 規定 によ る権 利義 務の 譲渡 等の 承認 (一) 請 負対 象設 計金 額(請 負契 約の 締結 後に 請負 対象 設計 金額 を変 更し た場 合に あつ ては、 当初 の請 負対 象設 計金 額、 管理 費課 の項 にお いて 同じ。)が 5億 円以 上の 工事に 係る もの (二) 略</p>																				
7. 略																				
<p>8. 同 規則 第30 条第 1項 の規 定に よる 工事 の監 査の 委託 (一) 略 (二) 請 負対 象設 計金 額が 5億 円未 満の 工事に 係る もの (1) 工 事費 (請 負契 約の 締結 後に 工 事費 を変 更し た場 合に あつ ては、 当初 の工 事費、 管理 費課 の項 にお いて 同じ。)が 2億 円以 上請 負対 象設 計金 額が 2億 円</p>																				
<p>7. 同 規則 第26 条た だし 書の 規定 によ る権 利義 務の 譲渡 等の 承認 (一) 請 負対 象設 計金 額(請 負契 約の 締結 後に 請負 対象 設計 金額 を変 更し た場 合に あつ ては、 当初 の請 負対 象設 計金 額、 管理 費課 の項 にお いて 同じ。)が 5億 円以 上の 工事に 係る もの (二) 略</p>																				
8. 略																				
<p>9. 同 規則 第30 条第 1項 の規 定に よる 工事 の監 査の 委託 (一) 略 (二) 請 負対 象設 計金 額が 5億 円未 満の 工事に 係る もの (1) 工 事費 (請 負契 約の 締結 後に 工 事費 を変 更し た場 合に あつ ては、 当初 の工 事費、 管理 費課 の項 にお いて 同じ。)が 2億 円以 上請 負対 象設 計金 額が 2億 円</p>																				

5億円以上の工事に係るもの (二)及び(三) 略									
7 略									
8 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 略 (二) 対象総計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下水・大気環境課の項の二十五において同じ。)が2億円以上請負対象総計金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 略									
9 略									
10 略									
11 略									
12 略									
13 略									
14 略									
15 略									
16 略									
17 略									
18 略									
19 略									
20 略									
21 略									
22 略									
23 略									
24 略									
25 略									
26 略									
27 略									
28 略									
29 略									
30 略									
31 略									
32 略									
33 略									
34 略									
35 略									

5億円以上の工事に係るもの (二)及び(三) 略									
8 略									
9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 略 (二) 対象総計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下水・大気環境課の項の二十四において同じ。)が2億円以上請負対象総計金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 略									
10 略									
11 略									
12 略									
13 略									
14 略									
15 略									
16 略									
17 略									
18 略									
19 略									
20 略									
21 略									
22 略									
23 略									
24 略									
25 略									
26 略									
27 略									
28 略									
29 略									
30 略									
31 略									
32 略									
33 略									
34 略									
35 略									
36 略									

36 略						
37	同規則第2条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの					中野総合事務所 所長
38	同規則第2条の5第1項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの					中野総合事務所 所長

37 略						
------	--	--	--	--	--	--

略						
公園 一一十 略						
公園 自然 課	十一 土木工事に係る知事の特限に属する事務(公園自然課の所掌する工事に限る。)	1 土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の総計金額をいう。公園自然課の項の十二から十三までにおいて同じ。) が5億円以上の工事に係るもの (二) 略				
2-11 略						
	十二 土木工事及びこれに伴う委託業務に係る鳥獣害防止工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の特限に属する事務(公園自然課の所掌する工事に限る。)	1 同規則第21条の規定による入札者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (三) 委託対象設計金額(委託契約の対象となる部分の総計金額をいう。公園自然課の項の十二において同じ。)が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの				総合事務所 所長
		2 同規則第27条の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円				総合事務所 所長

略						
公園 一一十 略						
公園 自然 課	十一 土木工事に係る知事の特限に属する事務(公園自然課の所掌する工事に限る。)	1 土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の総計金額をいう。公園自然課の項の十二及び十三において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 略				
2-11 略						

36 略						
37	同規則第2条の3第1項の規定による追加採択者の配置の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの					総合事務所長
38	同規則第2条の5第1項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの					総合事務所長

四 略

五 略

略

県土整備部共通	一 土木工事（鳥取空港の整備事業、鳥取港 網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海浜整備事業及び東部地区沿岸魚場整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1	土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の請負金額をいう。県土整備部共通の項の一から三まで並びに <u>県土整備部地区沿岸魚場整備事業に係る土木工事を除く。</u> ）が5億円以上の工事に係るもの (二) 略						
		2～11 略							

県土整備部共通	二 土木工事及びこれに伴う委託業務（鳥取空港の整備事業、鳥取港 網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海浜整備事業及び東部地区沿岸魚場整備事業に係る委託業務を除く。県土整備部共通の項の二において同じ。）に係る	1	同規則第21条の規定による入札者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (三) 委託対象設計金額（委託契約の対象となる部分の請負金額をいう。県土整備部共通の項の二において同じ。）が5,000万円以上の委託業務に係るもの						総合事務所長
		略							

37 略						
------	--	--	--	--	--	--

三 略

四 略

略

県土整備部共通	一 土木工事（鳥取空港の整備事業、鳥取港 網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海浜整備事業及び東部地区沿岸魚場整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1	土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の請負金額をいう。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの (二) 略						
		2～11 略							

略						
---	--	--	--	--	--	--

<p>港に係る港整備事業及び沿岸整備事業をいう。以下空港港湾等の項の一から三までにおいて同じ。)及び沿岸整備事業(東部地区沿岸整備事業をいう。以下空港港湾等の項の一から三までにおいて同じ。)に</p>									
<p>2-10 略</p> <p>以下空港港湾等の項の一及び二において同じ。)及び電気設備工事(鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾等の項の一から三までにおいて同じ。)に係る知事の権限に属する事務</p>	<p>2-10 略</p>								<p>2-10 略</p> <p>以下空港港湾等の項の一及び二において同じ。)及び電気設備工事(鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾等の項の一及び二において同じ。)に係る知事の権限に属する事務</p>
<p>二 土木工事及びこれに伴う委託業務(空港整備事業、港湾・漁港・沿岸整備事業及び沿岸整備事業に係る委託業務に限る。空港港湾等の項の二及び三において同じ。)に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の特権に属する事務</p>	<p>1 同規則第21条の規定による入札者の旨名</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・沿岸整備事業及び沿岸整備事業に係るもの</p> <p>(三) 委託対象設計金額(委託契約の対象となる部分の総設計金額をいう。空港港湾等の項の二において同じ。)が、000万円以上の委託業務に係るもの</p> <p>(四) 委託対象設計金額が、000万円未満の委託業務に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・沿岸整備事業及び沿岸整備事業に係るもの</p>					<p>鳥取空港管理事務所長</p> <p>鳥取港湾事務所長</p>			<p>鳥取空港管理事務所長</p> <p>鳥取港湾事務所長</p>
	<p>2 同規則第27条の</p>								

<p>規定による予定価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p> <p>(三) 委託対象設計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの</p> <p>(四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>							<p>鳥取空港管理事務所長</p> <p>鳥取港湾事務所長</p>													
<p>3 同規則第30条第1項の規定による調査基準価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>							<p>鳥取空港管理事務所長</p> <p>鳥取港湾事務所長</p>													
<p>4 同規則第31条第1項の規定による最低制限価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p> <p>(三) 委託対象設計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの</p> <p>(四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの</p> <p>(1) 空港整備</p>							<p>鳥取空港管理事務所長</p> <p>鳥取港湾事務所長</p> <p>鳥取空港管理</p>													

10 略							
11 略							
12 略							
13 略							
14 略							
15 略							
16 略							
17 略							
18 略							
19 略							
20 略							
21 略							
22 略							
23 略							
24 略							
25 略							
26 略							
27 略							
28 略							
29 略							
30 略							
31 略							
32 略							
33 略							
34 略							
35 略							
36 略							
37 同規則第2条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの							県取谷港管理事務所 所長
38 同規則第2条の5第1項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの							県取谷港事務所 所長

11 略
12 略
13 略
14 略
15 略
16 略
17 略
18 略
19 略
20 略
21 略
22 略
23 略
24 略
25 略
26 略
27 略
28 略
29 略
30 略
31 略
32 略
33 略
34 略
35 略
36 略
37 略

